

第2号議案

送配電等業務指針の変更及び認可申請について

(案)

1. 今後の計画策定プロセスの検討の進め方をより円滑かつ確実に行うため及び流通設備の利用効率向上の検討を見据えた作業停止計画の調整方法（運用面の発電制約と制約に伴う費用負担を区分）の導入並びに一部業務の明確化等のため、別紙1のとおり送配電等業務指針を変更する。
2. 前項の変更案について、電気事業法第28条の46第1項後段の規定及び関係省令に基づき、別紙2により、経済産業大臣に変更認可申請を行う。

以上

【添付資料】

- 別紙1：送配電等業務指針 新旧対照表
別紙2：送配電等業務指針変更認可申請書

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更</p>	<p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年__月__日変更</p>

送配電等業務指針

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) 第33条 (略) 一・二 (略) ア～カ (略) キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から <u>地内基幹送電線</u> の増強をする契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である <u>地内基幹送電線</u> が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える <u>電線路</u> であると認めたとき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く ク (略) 2～4 (略)	(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) 第33条 (略) 一・二 (略) ア～カ (略) キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から <u>広域連系系統</u> の増強をする契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である <u>広域連系系統</u> が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える <u>流通設備</u> であると認めたとき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く ク (略) 2～4 (略)
(広域系統整備に関する提起等) 第35条 (略) (新設) <u>2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者</u> (以下「検討提起者」という。) は、本機関が業務規程第59条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。 一～五 (略)	(広域系統整備に関する提起等) 第35条 (略) <u>2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者</u> (以下「検討提起者」という。) のうち、前条第1項第2号又は第3号の提起を行った電気供給事業者は、本機関が業務規程第57条第1項に基づき、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する場合において、当該募集に応募することができる。この場合において、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。 <u>3 検討提起者は</u> 、本機関が業務規程第59条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。 一～五 (略)
(基本要件等の決定) 第39条 (略) 2・3 (略) 一～四 (略) (新設) 五 (略)	(基本要件等の決定) 第39条 (略) 2・3 (略) 一～四 (略) <u>五 費用負担ガイドライン</u> に基づき概算工事費から試算した特定負担額の見通し 六 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(電気供給事業者の募集及び応募等の手続) 第40条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第57条に基づき、 <u>検討提起者以外で、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。</u> 2 (略) 3 電気供給事業者は、本機関が定め公表する <u>様式</u> に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、第1項の募集に対する応募を行わなければならない。 一～五 (略) 4・5 (略)	(電気供給事業者の募集及び応募等の手続) 第40条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第57条に基づき、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。 2 (略) 3 電気供給事業者は、本機関が <u>計画策定プロセスごとに定め公表する募集要綱</u> に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、第1項の募集に対する応募を行わなければならない。 一～五 (略) 4・5 (略)
(計画策定プロセス開始の要否の確認) 第91条 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、 <u>前項</u> による通知の受領前に行った回答は無効とする。	(計画策定プロセス開始の要否の確認) 第91条 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、 <u>第33条第4項</u> による通知の受領前に行った回答は無効とする。
(暫定的な容量確保の特例) 第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条第2項、 <u>第92条第2項</u> 、第95条第2項及び第96条第4項の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。	(暫定的な容量確保の特例) 第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条第2項、 <u>第91条第3項</u> 、第95条第2項及び第96条第4項の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。
(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係) 第124条 (略) 一 (略) ア (略) イ 当該発電事業者の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号） <u>8条</u> に定める者をいう。以下同じ。）並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社 二 (略) ア～ウ (略)	(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係) 第124条 (略) 一 (略) ア (略) イ 当該発電事業者の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号） <u>第8条</u> に定める者をいう。以下同じ。）並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社 二 (略) ア～ウ (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限) 第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、 <u>設備容量</u> が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス(業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。)によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。但し、全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認める必要があると認めた場合はこの限りでない。 (新設) (新設)	(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限) 第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、 <u>最大受電電力</u> が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス(業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。)によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。但し、 <u>次の各号に掲げるときはこの限りでない。</u> 一 業務規程第90条第1項第2号但書に該当するとき。 二 全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認める必要があると認めたとき。
(経過措置計画コードの申請) 第5条 (略) 2 本機関は、 <u>前号</u> の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った経過措置対象者に対し経過措置計画コードを発行する。	(経過措置計画コードの申請) 第5条 (略) 2 本機関は、 <u>前項</u> の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った経過措置対象者に対し経過措置計画コードを発行する。
(新設)	<u>附則(平成30年 月 日)</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。但し、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。
(新設)	(発電制約量の調整) 第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第244条第2項に基づき、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。エリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。 2 発電計画提出者は、一般送配電事業者より通知された発電制約量について、発電計画提出者間の協議により、通知された発電制約量を調整することができる。 3 発電計画提出者は、第1項により通知された発電制約量の調整を希望する場合は、発電制約量の通知を受けた一般送配電事業者に希望する発電制約量の調整内容を連絡する。 4 発電制約量の調整を希望する発電計画提出者より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電機を有する発電計画提出者へ調整内容及び調整期日を連絡する。 5 発電制約量の調整を希望する発電計画提出者及び調整内容の連絡を受けた発電計画提出者は、当事者間において発電制約量の調整及び当該発電制約量の調整に係る料金その他の条件の協議を行い、調整期日までに発電制約量の調整結果を前項の一般送配電事業者に報告する。 6 調整結果の報告を受けた一般送配電事業者は、発電制約量の調整結果を本機関に報告する。 7 発電計画提出者は、業務規程に定めるところにより、本機関から調整内容その他必要な情報の提供を求められた場合は、速やかに情報の提供を行わなければならない。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(新設)	<p>(発電制約量の調整の不調時の対応)</p> <p>第3条 前条第2条第5項による発電制約量の調整が不調となった発電計画提出者は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、発電制約量の再調整を行う。</p> <p>2 発電計画提出者は、発電制約量の再調整の結果を本機関に報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者及び発電計画提出者は、本機関より再調整の結果及び決定された発電制約量について通知を受ける。</p>
(新設)	<p>(発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有)</p> <p>第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、発電制約が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、発電計画提出者と共有する。但し、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。</p> <p>一 第3年度から第4年度にわたる作業停止計画</p> <p>二 複数年計画の作業停止計画</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の共有内容を集約し、第236条第3項に定める提出時期までに本機関に提出する。</p>